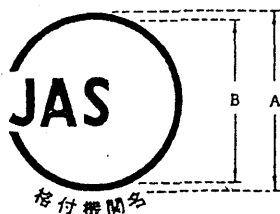


機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁 工法構造用製材の格付の表示の様式及び表 示の方法

(平成3年6月27日)
農林水産省告示 第886号

最終改正 平成12年6月9日 農林水産省告示第823号

1 様式



- (1) Aは25mm以上とし、BはAの $9/10$ とする。
- (2) JASの文字の高さは、Aの $3/10$ とする。
- (3) 格付機関名は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項及び第19条の2の2の規定により農林水産省の機関、都道府県、登録格付機関又は登録外国格付機関が格付を行った場合にのみ記載する。この場合において、格付機関名は、略称を記載することができる。

2 表示の方法

各本又は各枚ごとに、材面の見やすい箇所に付すること。

施行期日（平成12年6月9日農林水産省告示第823号前文）

平成12年6月10日から施行する。

